

2 二項連貫

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(2) 受託者の義務は、自己の財産に対する同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

日本農業研究会誌

(3) 種呂管理の権限を有する立木竹は、甲に帰属する。当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 許可管理権及び権利の設定
この経営管理権は、この公告により、乙に経営管理権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。この経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。）に對しても、その效力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲(6)経営管理の設備等の条件
は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

① アイ 甲が当該森林に係る権原を有しなかつた場合は、甲が偽りその他不正な手段により乙に権利を譲り受けた場合、乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

乙は、災害その他の事由により当該森林において困難とか着しく実施するにとぎみ、この結果による損害を取扱い消滅する。

（7）森林への入り及び施設の利用等
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営権に関する事項は変更しないものとする。

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため他の施設を用意し、若しくは乙以外の者に使用することができる。
② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、(1)に掲げる事項の実施のため他の施設を用意する。

の項目に於いて、乙は、当該森林の立木が第三者に對して損害を及ぼすおそれがあると認め、かつ第三者から當該立木について除去等を行いたい旨の申

がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による権利侵害は、(1)に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林に次に掲げる場合において、

は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

災路経雪害のその他に上り当該森林への原因により該森林へ到達が困難などとなつたとき

当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償
① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支

乙は損害賠償責任を負わない。甲に不利益が生じたことは、乙の責めではない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法

経営(1) 経営権の存続期間における監督権の行使

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失がある場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。